330 登録国債元金(または利子)支 払通知書等の受入・交付

事 務 -	手 順	取	扱	要	領
①受入		○ 業務局から登録国債	元金(ま	たは利子)	支払通知書・登録
		国債元金(または利子)	領収証	書用紙の送	付を受けたときは、
		次のことを確かめる。			
		* 利子額が「0円」(利付国変動15年の記号別の適用利率が0%の場合)の明細のみが印字された登録国債利子支払通知書・登録国債利			
		場合が明神のみが同子された登録国債利子又払週却書・登録国債利 子領収証書用紙は、業務局から送付されない(ただし、登録国債利子			
		支払案内書は登録記名者等へ送付される)。			
		● 元金 (利子) 支払通知書の支払場所欄に管下国債代理店の			
		店名が表示されているか			
		● 登録国債元金利子支払通知書送付書に記載の枚数・金額と			
		一致しているか			
					支払通知書送付書
					などの例示参照
②交付		 ○ 受入れた元金(利子)支払通知書(元金(利子)領収証書用紙を添付)は、支払通知書送付書に記載されている支払場所別に仕分けし、自行庫で定めた方法により、速やかにそれぞれの支払場所へ送付する。 * 国債代理店へ元金(利子)支払通知書等が到着したことを適宜の方法により確認する。 ○ 登録国債元金利子支払通知書受領書に受領日付を表示し、これを速やかに統轄店(本店管下国債代理店は業務局国債業務グループ)へ送付する。 			

支払通知書送付書などの例示

● 元金(利子)支払通知書・元金(利子)領収証書用紙は、合わせて業務局から送付されてくる。

